基本目標２　安全安心に暮らすための基盤づくり
取り組みの柱(1)　安心して暮らすための基盤の充実
取り組み①　隣近所などでの身近な助け合いをすすめる

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
27	ア. 隣近所の人たちや地域の人たち★同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さについての啓発活動の充実を図ります。	○地域福祉計画の周知	第三次地域福祉計画の周知を通して啓発する。 地域住民：市広報に掲載、1回 福祉委員：説明会、1回　※令和2年度のみ 自治会：希望自治会で説明会 サロン：希望サロンで説明会 市職員：啓発方法について検討・実施、1回 地域福祉に関する行政出前講座を用意	周知回数	5回/年	福祉課	45

■成果目標

成果目標	計画書の記載内容		令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
	★特に関係する取り組み	令和2年度の実施項目					
⑥　地域福祉計画の周知 （目標値：第四次太宰府市地域福祉計画策定時：地域での住民相互の支え合いなどによる福祉活動が活発に行われていると思う市民の割合が65%） （H28.2～3時点：太宰府まちづくり市民意識調査43.3%）	ア	・「広報だざいふ」に、地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さについての啓発を掲載(年2回)	第三次地域福祉計画の周知を通して啓発する。 地域住民：市広報に掲載、1回 福祉委員：説明会、1回　※令和2年度のみ 自治会：希望自治会で説明会 サロン：希望サロンで説明会 市職員：啓発方法について検討・実施、1回 地域福祉に関する行政出前講座を用意	周知回数	5回/年	福祉課	45

基本目標２　安全安心に暮らすための基盤づくり
取り組みの柱(1)　安心して暮らすための基盤の充実
取り組み②　小地域での組織的な支援をすすめる

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
28	ア. 自治会での福祉課題やその解決に向けた話し合いを行う組織の設置をすすめる取り組みを支援します。 ★	○地域福祉計画の周知 ○広報での紹介	自治会やサロン等に対する地域福祉計画の周知を通して、設置を啓発する。 福祉部門について活動が活発な自治会を取材し、広報で紹介する。 また、設置の相談があった場合は、その自治会に沿った形での設置を支援する。	広報掲載回数	1回/年	福祉課	47
29	イ. 地域の組織や団体による、ひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯、子育て家族、障がいのある人など、支援が必要な人や世帯に対しての見守り活動を支援します。 ★	○民生委員・児童委員への支援	地域において見守り活動を行う民生委員・児童委員が全員所属する各中学校区民生委員児童委員協議会と、各協議会をまとめる民生委員児童委員連合協議会の事務局として見守り活動を支援する。	―	―		47
		○障がい福祉関係団体への支援	障がい福祉関係団体への支援を継続して行う。地域の組織による見守りについては、障がいのある人への配慮を念頭に入れ、検討していく。	―	―		
		○高齢者生活状況表（高齢者名簿）の配布	独居高齢者、高齢者のみ世帯に対する地域ぐるみでの見守り、支援活動に寄与することを目的として、高齢者生活状況表（高齢者名簿）を作成し、自治会長、民生委員に配布する。	―	―	高齢者支援課	
30	ウ. 自治会での民生委員・児童委員、福祉委員などの限られた人たちに過度な負担が強いられない福祉活動のあり方の検討について、支援します。 ★	○地域福祉計画の周知	自治会やサロン等に対する地域福祉計画の周知を通して、特定の人たちに過度な負担が生じないことが重要であることを啓発する。	―	―	福祉課	47

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
31	エ. ★ 校区自治協議会のなかに、福祉に関する支援についての部会や委員会の設置をすすめ、校区全体の支援のあり方の検討や連絡調整を行う取り組みを支援します。	○地域福祉計画の周知	中学校区での福祉部門の設置が可能か検討する。	―	―	福祉課	48
32	オ. 事業者が、その事業活動を行いながら実施する見守り活動について、組織的な取り組みとなるよう関係者間で検討し、調整します。	○障がい福祉サービスの利用に伴う見守り	本人が障がい福祉サービスを利用するにあたって、計画相談事業所やサービスを提供する事業所等が関わる。	―	―		48
		○高齢者等の見守りに関する協定の締結	日常業務の範囲において高齢者等の異変を察知することが可能な事業所に対し、見守り活動の重要性を理解いただき、協定の締結について協議していく。また、締結後の見守り状況の評価を行い、取り組みの充実を図る。	新規協定締結事業所	2件/年	高齢者支援課	
33	カ. 地域福祉活動をすすめる際の課題となっている個人情報の取り扱いについてのルールづくりをすすめ、地域や事業所へ周知します。	○民生委員・児童委員が持つ個人情報の取り扱いのルールづくり	民生委員・児童委員が持つ個人情報のうち、自治会と共有できる箇所や方法など取り扱いのルールについて検討し、整理する。	―	―	福祉課	48
34	キ. 認知症と思われる人がまちなかで戸惑っている様子を発見したときの声かけや情報伝達など、実際の場面を想定した模擬訓練を、地域と協力しながら実施します。	○徘徊模擬訓練	介護保険事業所や校区自治協議会が主催する徘徊模擬訓練に積極的に参加する。	実施回数	4回/年	高齢者支援課	48

■成果目標

成果目標	計画書の記載内容		令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
	★特に関係する取り組み	令和2年度の実施項目					
⑦ 自治会福祉活動の推進母体となる組織の設置支援 （目標値 44自治会） （H28.8.1時点：設置済は31自治会）	ア、イ、ウ	・設置済組織の検証 ・対象自治会の実態把握、設置支援（5自治会）	自治会やサロン等に対する地域福祉計画の周知を通して、設置を啓発する。 引き続き、福祉部門について活動が活発な自治会を取材し、広報で紹介する。 設置の相談があった場合は、その自治会に沿った形態での設置を支援する。	新規設置数	R2年度末 3自治会	福祉課	48
⑧ 成果目標⑦で設置された組織の繋ぎ役となり、校区自治協議会福祉活動の推進母体となる組織の設置支援 （目標値 4中学校区） （H28.8.1時点 未設置）	エ	・設置済組織の検証 ・対象校区自治協議会の実態把握、設置支援（2中学校区）	中学校区での福祉部門の設置が可能か検討する。	―	―		49
⑨ 成果目標⑧で設置された組織の校区地域福祉計画策定に対する支援 （目標値：4中学校区） （H28.8.1時点：未策定）	エ	・策定済計画の検証 ・対象校区自治協議会の実態把握、策定支援（2中学校区）	中学校区での福祉部門の設置が可能か検討する。	―	―		49
⑩ 成果目標⑧で設置された組織の繋ぎ役となり、太宰府市自治協議会福祉活動の推進母体となる組織の設置支援 （H28.8.1時点：未設置）	エ	・設置済組織の検証	成果目標⑧の形が定まった後に、自治協議会に対する説明を実施し、設置を支援する。	―	―		49

基本目標２　安全安心に暮らすための基盤づくり
取り組みの柱(1)　安心して暮らすための基盤の充実
取り組み③　福祉サービスの量や質の充実を図る

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
35	ア. 住民からの求めに的確に対応していくため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービスの提供を充実させます。	○筑紫地区地域自立支援協議会	継続して、筑紫地区地域自立支援協議会において、筑紫地区の行政や障がい福祉事業所、当事者団体、社会福祉協議会等が連携を図り、困難事例の検討や地域における情報共有・体制整備について検討する。	開催回数	12回/年	福祉課	51
		○福岡都市圏会議	引き続き、福岡都市圏会議の参加や、県と福岡市が参加した福岡ブロック会議に参加し市が抱えている問題について協議し、連携を行っていく。	参加回数	2回/年	生活支援課	
		○高齢者福祉サービスの実施 ○周辺自治体との会議	近隣自治体の状況把握に努め、既存のサービスを適切に提供する。 また、筑紫地区担当課長会議や福岡都市圏高齢者福祉担当者会議等を通じて高齢者福祉に関する情報交換を行う。	―	―	高齢者支援課	
		○筑紫地区児童扶養手当事務担当者会議 ○筑紫地区保育事務担当者会議	筑紫地区5市の担当者による意見交換会に参加する。	担当者会議の回数	各1回/年	保育児童課	
		○こんにちは赤ちゃん訪問事業	里帰り出産で本市に帰省している方や、里帰り出産で市外に帰省する方に対し、当該自治体と情報共有する等の連携を行いながら実施する。	―	―	元気づくり課	

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○福岡都市圏療育担当者連絡会 ○筑紫地区慢性疾病児童・発達支援担当者連絡会議	会議に参加し近隣自治体等との情報交換を行う。	参加回数	2回/年	元気づくり課	
		○配偶者からの暴力防止対策筑紫地域連絡会議 ○筑紫地区男女共同参画行政担当者協議会	①配偶者からの暴力防止対策筑紫地域連絡会議に参加し情報共有に努める。 ②筑紫地区男女共同参画行政担当者協議会において、DV支援についての情報交換を行う。	①会議参加数 ②会議参加数	①2回/年 ②2回/年	人権政策課	
36	イ．地域で活動している相談支援窓口、福祉サービス事業者や医療機関、各福祉分野の協議会やネットワークなどの連携体制を構築し、情報交換や情報の共有を図ることで、適切な福祉サービスの提供を充実させます。★	○太宰府市障がい福祉地域ネットワーク会議	継続して、筑紫地区地域自立支援協議会の下部組織として、市内の障がい福祉事業所、当事者団体、相談員等で構成し、情報交換や情報の共有を図る。	開催回数	4回/年	福祉課	51
		○在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護連携推進事業については、筑紫地区5市が筑紫医師会へ委託を行い、医療と介護の連携に向けて課題の解決策に取り組むとともに、解決策の評価、改善を行っていく。また、次の課題に対する解決策の協議を行っていく。	―	―	高齢者支援課	
		○医療機関や保育所等との連携	リスクを抱える子育て世帯に関しては、医療機関や保育所等と連携し、情報提供を受けながら対応する。	―	―	元気づくり課	

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
37	ウ. 支援を必要とする人やその家族★へのきめ細かい対応のため、地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、自立支援協議会などの機能をさらに充実させます。	○個別ケース会議 ○筑紫地区障害者差別解消支援地域協議会	必要に応じて、障がいのある人、その家族、事業所、医療機関、行政等の関係機関の会議を行う。また、第三者のアドバイザーが必要な場合には参加を依頼する。 筑紫地区障害者差別解消支援地域協議会を開催する。	筑紫地区障害者差別解消支援地域協議会開催数	2回/年	福祉課	51
		○地域ケア個別会議	地域包括支援センターの三職種、作業療法士、認知症地域支援推進員、歯科衛生士、管理栄養士等の専門職、さらに生活支援コーディネーターや市の関係部署等を加え、地域ケア個別会議を開催する。また、必要に応じて、民生委員などの地域での高齢者を支援する人、介護サービス事業者などの参加も検討し、生活の場となる地域全体での支える体制の構築を図る。 また、個別会議における地域課題を解決するための場となる協議の場の設置を地域包括ケアシステム全体の中で検討する。	開催回数（個別会議） 開催回数（推進会議）	12回/年 1回/年	高齢者支援課	
			地域ケア個別会議に参加し、多職種間で個別事例に関する情報共有を図り対応を検討する。	―	―	元気づくり課	
		○要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会にて、関係機関と連携し、児童虐待防止や児童の支援の体制を充実させる。 代表者会（年1回）、実務者会議（年6回）、学校部会（年2回）、乳幼児部会（年12回）、ケース会議（随時）	開催回数（ケース会議を除く）	21回/年		
38	エ. 各福祉・介護分野で、内容に応じた適切な圏域を設定してそれぞれの行政計画をすすめることにより、サービスの量や質を充実させます。	○障がい者プラン ○障がい福祉計画	第4次障がい者プラン、障がい福祉計画（第5期）及び障がい児福祉計画（第1期）の推進を行う。 障がいのある人へのアンケートや団体・事業所等への聞き取り等を行い、第5次障がい者プラン、障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）を策定する。	―	―	福祉課	51

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○高齢者支援計画	【令和２年度】第７期介護保険事業計画の基盤整備及び給付費等の進捗管理、分析を行う。 第８期介護保険事業計画を策定し、次期の介護保険料を決定する。 【令和３年度】 次期計画初年度となるので、計画内容の周知と進捗管理を行っていく。	―	―	介護保険課	
		○子ども子育て支援事業計画	【令和2年度】 令和2年3月に策定した「第2期太宰府市子ども・子育て支援事業計画」により、補助金の嵩上げによる交付要件を活用し、学童保育所を創設する。 【令和3年度】 令和4年度に行う見直しに向け、進捗状況の把握に努める。	子ども・子育て会議の開催回数	R2年度 2回/年 R3年度 2回/年	保育児童課	
39	オ. 介護保険制度の介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を円滑にすすめるため、生活支援コーディネーターを配置し、地域において関係組織・団体間で協議を深めながら同事業の充実を図ります。	○生活支援コーディネーターの配置	モデル地区として選定した太宰府東中校区の第２層協議体に生活支援コーディネーターを配置し、関係組織・団体間で協議を重ねながら、地域の実情に応じた取り組みを推進する。 また、他の３校区においても同様に早期の生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置に向け、関係機関と協議を進める。	人数（第2層）	R３年度末 4名	高齢者支援課	51
40	カ. 福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。	○太宰府市障がい福祉地域ネットワーク会議 ○筑紫地区自立支援協議会	継続して、太宰府市障がい福祉地域ネットワーク会議や筑紫地区地域自立支援協議会を通して、事例検討や情報共有を行い、福祉サービスの質の向上を図る。	―	―	福祉課	51
		○適正化事業	ケアプランチェック、住宅改修での必要時の実地調査を実施することで適正化事業を実施する。	ケアプランチェック回数 住宅改修実地調査	2回/年 必要に応じて	介護保険課	

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○保育の質の向上のための研修会	保育士および市内認可保育所の職員、市内幼稚園職員を対象とした研修会を実施する。	研修会の実施回数	1回/年	保育児童課	
41	キ. 成年後見制度や日常生活自立支援事業、ほのぼのサービスについて、わかりやすく周知・啓発するとともに、その利用促進を図ります。	○相談支援事業（成年後見人制度利用支援事業）	HP等で周知する。 相談があったときは、社協の「ほのぼのサービス」や成年後見に関するあんしん相談の紹介を行う。 次年度に向けて、啓発について検討する。	―	―	福祉課	52
		○成年後見制度利用支援事業	成年後見制度に関するあんしん相談及び社会福祉協議会が行うほのぼのサービスについて、相談があったときに紹介する。また、介護保険サービスガイドや成年後見制度に関するパンフレットを活用して行政出前講座や窓口相談を行い、わかりやすい周知・啓発及び利用促進に努める。	あんしん相談開催回数	12回	高齢者支援課	
42	ク. 子育て家族の保護者や家族介護者などの用事や休息などに対応できるように、一時的な預かりなどの支援を充実させます。	○日中一時支援事業	障がい者等の家族の一時的な負担軽減を目的とした障がい福祉サービスの利用を、障がいの特性や家族の状況等を勘案して案内する。	―	―	福祉課	52
		○デイサービスやショートステイサービス等の導入	必要に応じてデイサービスやショートステイサービス等の導入を検討し、家族介護者へ情報提供する。	―	―	高齢者支援課	

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○一時預かり保育	一時預かり事業を実施する。 ごじょう保育所での一時預かり保育を検討する。	一時預かり事業実施保育園の数	R2年度末4園	保育児童課	
		○リフレッシュ一時預かり事業	子育てに伴う保護者の身体的、精神的負担を軽減するために養育者のリフレッシュを主な目的とした、児童の一時預かり事業をNPO法人子育てサポートぽぴんずと協働で実施する。	利用者数	200人/年	元気づくり課	
		○ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けをしてほしい人（おねがい会員）と子育ての手助けをしたい人（おたすけ会員）との相互援助活動を行う事業を実施する。緊急サポートでは、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間などの緊急時の預かりを実施する。	利用件数（延べ）	600件/年		
43	ケ. 交通弱者が利用しやすい交通手★ 段や移動施策を検討します。	○移動支援事業 ○福祉タクシー料金助成 ○まほろば号利用券	移動支援事業と助成事業（福祉タクシー料金助成、まほろば号利用券）を行う。	―	―	福祉課	52
		○移動支援事業	まほろば号の利用促進を促しつつ、生活支援体制整備事業における第2層協議体の活動の中で、移動支援をはじめとする様々な地域ニーズについて多様な主体間で情報を共有し、その解決方法について検討する。	―	―	高齢者支援課	

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
44	コ. コミュニティバス「まほろば★号」などの公共交通の運用にあたっては、利用者の利便性を高めるため、住民の声を反映し、改善します。	○コミュニティバス運営事業	引き続き、コミュニティバス・地域サポートカー運行の継続。 加えて、市広報紙、ホームページなど様々な媒体を活用し、利用促進活動を行い、バス利用者の増加を図る。また、令和２年度については、路線の拡充や乗り継ぎ時間の適正化、利用者の安全安心など、多様なニーズに応えるとともに、経費削減と利便性の向上を考慮したダイヤ改正の準備を行う。 また、地域公共交通網形成計画策定後は、計画に沿った内容で市内全域の交通体系の見直しを行っていく。	乗車人数	626,096人	地域コミュニティ課	52
		○公共交通体系の見直し	令和２年度に、地域公共交通活性化協議会において、市の交通体系を見直す地域公共交通網形成計画を策定する。策定に当たっては、様々な要望や現状を考慮し取り組む。	―	―	都市計画課	
45	サ. 既存サービスでは対応できないニーズを発見した場合は、新しい福祉サービスを積極的に開拓していきます。	○情報収集	既存サービスでは対応できないニーズの発見に備え、広く福祉サービスの情報収集に努める。	―	―	福祉課	52

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
46	シ. 福祉サービス事業者の利用にあたっては、第三者評価制度や苦情解決制度を活用するよう住民へ啓発します。	○第三者評価制度や苦情解決制度の周知	相談に応じて、社協の苦情処理第三者委員会や福岡県福祉サービス苦情相談を紹介する。	―	―		52
		○相談内容に応じ窓口を紹介	介護サービスに関する苦情の申し立てにあたり、福岡県国民健康保険団体連合会の介護サービス相談窓口を紹介する。	―	―	介護保険課	
		○認可保育所第三者委員の設置	各認可保育所それぞれに第三者委員を設置し、第三者委員の連絡先を保育所に掲示し周知する。	第三者委員の設置保育園数	R2年度末14園	保育児童課	
47	ス. 福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。	○市職員への啓発	職員研修において、地域福祉計画や障がい者差別解消法の説明等を行い、情報提供や相談支援の充実に対する意識づけを図る。	啓発回数	1回/年	福祉課	52

■成果目標

成果目標	計画書の記載内容		令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
	★特に関係する取り組み	令和2年度の実施項目					
⑪ 関係課、関係機関、関係団体などで構成され、情報交換や共有を行う体制の構築	イ、ウ	・運営 ・体制及び運営方法の検証	○筑紫地区地域自立支援協議会 引き続き、困難事例の検討や地域における情報共有・体制整備について検討する。 ○筑紫地区障害者差別解消支援地域協議会 引き続き、困難ケースの検討や地域における情報共有を行う。 ○太宰府市障がい福祉ネットワーク会議 新しい事業所等を会議に加えて、会議を活発化させる。会議内容について、年間を通して検討する。	―	―	福祉課	52
			福岡都市圏会議や福岡ブロック会議に参加し情報の共有を図る。	参加回数	2回/年	生活支援課	
			○ケース会議や地域ケア個別会議等 地域包括支援センターが中心となり、迅速かつ包括的な支援につなげる。 ○在宅医療・介護連携推進事業での会議 5市と筑紫医師会との担当者会議や、関係団体との連携推進検討会議を通して、情報交換や共同の取り組みを構築する。	―	―	高齢者支援課	
			リスクを抱えた子育て世帯への対応について関係課での連携を図る。要保護児童対策地域協議会では、医療機関等の関係機関と情報交換・共有をする。	―	―	元気づくり課	

成果目標	計画書の記載内容 ★特に関係する取り組み	計画書の記載内容 令和2年度の実施項目	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
			地域ケア個別会議を参加し、多職種間で個別事例に関する情報共有を図り対応を検討する。	―	―	元気づくり課	
			○要保護児童対策地域協議会 関係機関と情報交換・共有する。	―	―		
			①配偶者からの暴力防止対策筑紫地域連絡会議 会議に参加し情報共有に努める。 ②DV被害者支援関係課連絡会議 会議を開催し、確実な支援体制を図る。	①会議参加数 ②会議開催数	①2回/年 ②1回/年	人権政策課	
⑫ ・交通弱者に対する移動手段の確保 （目標値：第四次太宰府市地域福祉計画策定時：交通弱者にとって必要な移動手段が確保されていると思う市民の割合が80%） （現状：第三次太宰府市地域福祉計画策定時の統計無し）	ケ、コ	・整備	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行う移動支援事業を行う。 障がいの程度に応じた助成事業を行う。 福祉タクシー料金助成 まほろば号利用券の配布	―	―	福祉課	53
			まほろば号の利用促進を促しつつ、生活支援体制整備事業における第2層協議体の活動の中で、移動支援をはじめとする様々な地域ニーズについて多様な主体間で情報を共有し、その解決方法について検討する。	―	―	高齢者支援課	

基本目標２　安全安心に暮らすための基盤づくり
取り組みの柱(2)　いのちを守るための基盤の充実
取り組み①　虐待防止のための支援を強化する

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
48	ア. 高齢者や子ども、障がいのある★ 人に対する虐待問題について学ぶ機会を充実させます。	○障がい者の虐待防止の啓発	障がいや障がいのある人に対する理解や障がいを理由とする差別の解消の推進と併せて啓発を検討する。	―	―	福祉課	55
		○高齢者の虐待防止の啓発	高齢者虐待防止に関するパンフレットを関係機関に配置するとともに、HPや広報に掲載して高齢者虐待防止の啓発に努める。	掲載回数	1回/年	高齢者支援課	
		○広報だざいふ ○行政出前講座	広報だざいふに児童虐待防止推進月間について掲載する。 出前講座のメニューに「児童虐待防止等について」の講座を上げる。	掲載回数	2回/年	元気づくり課	
49	イ. 虐待問題に対応する相談や通告★ の窓口を周知し、また、その機能を充実させます。	○HP、パンフレット等	市HPや県作成のパンフレットで、障がい者の虐待相談窓口を周知する。	―	―	福祉課	55
		○行政出前講座 ○包括的支援事業	高齢者虐待防止に関するパンフレットを関係機関に配置するとともに、HPや広報に掲載する。 行政出前講座等において高齢者の虐待問題に対応する相談や通告の窓口（高齢者支援係、地域包括支援センター、サブセンター）の周知を行う。 被虐待者には認知症患者が多いとされるため、認知症サポーター養成講座においても窓口の周知を行う。	掲載回数	1回/年	高齢者支援課	

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○HP、チラシ、ポスター	HP、チラシ・ポスターにて児童相談・児童虐待の窓口や児童相談所全国共通ダイヤル『189』の周知を行う。 また、相談の窓口として、小中学校の児童や保護者を対象に、家庭児童相談室の相談窓口のチラシを配布する。	―	―	元気づくり課	
50	ウ. 地域からの虐待に関する通告に★ 対し、速やかに対応できる体制を築きます。	○対応マニュアル ○経過記録	厚生労働省の対応マニュアルに沿い、県に報告相談し、対応する。	―	―	福祉課	55
		○包括的支援事業 ○総合相談	民生委員との交流会や介護支援専門員の情報交換会等を通じ、虐待に関する通告に対し、速やかに対応できる体制（サービス事業所、保護施設等含む）の維持に努める。	―	―	高齢者支援課	
		○要保護児童対策地域協議会	地域からの虐待に関する通告があるときは、民生委員・児童委員を通し、速やかに連絡が取れるようにする。 また、緊急の場合は、警察や児童相談所などの機関でも対応できることを周知する。	―	―	元気づくり課	
51	エ. 虐待の早期発見ときめ細かい対★ 応のため、地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、自立支援協議会などの機能をさらに充実させます。	○関係機関との連携 ○筑紫地区地域自立支援協議会	虐待等が疑われるケースについては関係機関の協力のもと本課が事実確認を行い、県に報告のうえ指示を受けて必要関係機関と連携して対処する。また、筑紫地区地域自立支援協議会権利擁護部会で、情報共有や事例検討を行う。	―	―	福祉課	55

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○包括的支援事業 ○総合相談	虐待の予防については、三職種会議や地域ケア個別会議等による支援や見守りの方法を検討し、緊急性の高い事例においては、早期発見ときめ細かい対応に向け、関係者ケース会議を行うことで、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所、警察との連携強化や役割分担の検討に努める。	―	―	高齢者支援課	
		○要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会実務者会議の調整機関に専門職である保育士を引き続き配置し、必要に応じケース会議を実施し、要保護児童対策地域協議会の機能を充実させる。	―	―	元気づくり課	
52	オ. 虐待の被害にあった高齢者や障★ がいのある人を一時的に保護する施設について、いつでも対応できるように確保します。	○緊急一時保護事業	障がい福祉施設において、空きがないことや障がいの種別・程度・特性によって受け入れできる施設が異なり、一時的に保護する施設の確保は難しい。早急な入所の手続きを行うことで対応する。	―	―	福祉課	55
			虐待等により生命及び身体に重大な危険が生じる恐れがあると認められる高齢者を緊急一時保護することができる施設（居室）を常時確保するため、養護老人ホームと契約を締結する。	―	―	高齢者支援課	
53	カ. 虐待の被害にあった子どもや高★ 齢者、障がいのある人について、関係機関と連携しながら、安全安心な生活に向けた支援を充実させます。	○関係機関との連携	引き続き、虐待等が疑われるケースについては関係機関の協力のもと本課が事実確認を行い、県に報告のうえ指示を受けて必要関係機関と連携して対処する。	―	―	福祉課	55

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
		○総合相談 ○権利擁護	地域包括支援センターや関係機関と連携し、ケースに応じて必要なケアや導入サービス等に結びつけるとともに、その後も適切なフォローや見守りを行うよう努める。	―	―	高齢者支援課	
		○要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会実務者会議、ケース会議を通して、関係機関等と情報共有を行い、児童の安全安心な生活に向け、適切なフォローや見守りを行う。	―	―	元気づくり課	
54	キ. 虐待の加害者に対し、心理的な★ケアを含めた支援について、関係機関と連携しながら、取り組みます。	○加害者へのケア	必要に応じて、自立支援医療や障がい福祉サービスの案内を行っていく。	―	―	福祉課	55
		○総合相談 ○権利擁護	過去の虐待事象における加害者に対し、関係機関と連携してその後の心理状況等を確認するとともに、介護負担の軽減向けて必要な支援を行い定期的な訪問を行う。	―	―	高齢者支援課	
		○要保護児童対策地域協議会	関係機関等と連携しつつ、必要な場合には、虐待の加害者の相談も受け、専門的な機関を紹介するなど、心理的なケアを含めた支援に努める。	―	―	元気づくり課	

■成果目標

成果目標	計画書の記載内容 ★特に関係する取り組み	計画書の記載内容 令和2年度の実施項目	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
⑬ 「広報だざいふ」や「社協だより」に、虐待問題を含んだ福祉情報を掲載 （目標値：年２回） ※目標値は全課合計	ア	・掲載（年２回）	障がいや障がいのある人に対する理解や障がいを理由とする差別の解消の推進と併せて啓発を検討する。	掲載回数	1回/年	福祉課	56
			広報だざいふに高齢者虐待についての特集記事を掲載する。	掲載回数	1回/年	高齢者支援課	
			「広報だざいふ」：1回 11月1日号：児童虐待防止推進月間について	掲載回数	1回/年	元気づくり課	
⑭ 関係課、関係機関、関係団体などで構成され、虐待問題に対し、事前対策、発見後の支援などの連携および調整を行う体制の構築	イ、ウ、エ、オ、カ、キ	・運営 ・体制及び運営方法の検証	虐待等が疑われるケースについては関係機関の協力のもと事実確認を行い、県に報告のうえ指示を受けて必要関係機関と連携して対処する。また、継続した見守り等の支援についても検討する必要がある。 筑紫地区地域自立支援協議会権利擁護部会で、情報共有や事例検討を行う。	―	―	福祉課	56
			民生委員との交流会や介護支援専門員の情報交換会等を通じ、地域での支援が必要な人の把握や虐待に関する通告に対し、速やかに対応できる体制（サービス事業所、保護施設等含む）の維持に努める。	―	―	高齢者支援課	
			要保護児童対策地域協議会にて、関係機関と連携し、児童虐待防止や児童の支援の体制を作る。 代表者会（年1回）、実務者会議（年6回）、学校部会（年2回）、乳幼児部会（年12回）、ケース会議（随時）	開催回数（ケース会議以外）	21回/年	元気づくり課	

基本目標２　安全安心に暮らすための基盤づくり
取り組みの柱(2)　いのちを守るための基盤の充実
取り組み②　災害時の避難および支援の体制を充実させる

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
55	ア. 住民の防災意識を高めるよう、防災講座や広報紙などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発を充実させます。	○行政出前講座の開催 ○市広報に「防災だより」を掲載	市広報紙での「防災だより」を年6回掲載する。引き続き自治会、自主防災組織や障がい者を対象とした防災講座を開催する。また、社会福祉協議会と共催で、防宰ボランティアネットワーク会員を講師に6校区自治協議会を対象に防災講座を実施する。 併せて、一般市民向けの出前講座についても、積極的に実施・PRしていく。	防災講座回数	30回/年	防災安全課	58
56	イ. ★ 災害時に活躍できる災害ボランティアの育成のための支援を行います。	○災害ボランティアの育成支援	社会福祉協議会や関係団体と連携して講座を実施する。また、社会福祉協議会の市内における災害時のボランティア受入センターの運営方法やマニュアル作成の取組に市や関係団体が協力する。	講座回数	6回/年		58
57	ウ. ★ 自主防災組織設立済の自治会に対し、組織の活性化や充実のため防災訓練などへの支援を行います。	○行政出前講座の開催 ○防災訓練などの支援	設置済みの自治会に対しては、避難訓練や運営、計画等について支援を実施する。	防災講座、避難訓練回数	30回/年		58
58	エ. ★ 自主防災組織未設立の自治会に対し、設立に向けた支援と促進を行います。	○自主防災組織設立の働きかけ	設立に向けて、出前講座等をとおして働きかけていく。	自主防災組織の設置済自治会数	R2年度末 37自治会		58
59	オ. ★ 避難行動要支援者名簿の作成や活用などにかかわる取り組みについての理解と協力を求める取り組みをすすめます。	○避難行動要支援者名簿の作成や活用の調整	太宰府市避難行動要支援者避難支援個別計画に係る個人情報の取り扱いに関する覚書の再締結及び名簿を提供する。 支援者名簿作成の市内部体制の確立、連絡会議を開催する。	名簿提供自治会数	R2年度末 35自治会		58

通し番号	行政が取り組むこと	主な事業	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
60	カ. 地域福祉活動をすすめる際の課題となっている個人情報の取り扱いについてのルールづくりをすすめ、地域へ周知します。★	○自治会（自主防災組織）との調整	個人情報について、自治会（自主防災組織）と協議する。	―	―	防災安全課	58
61	キ. 災害時に必要となるさまざまな対応を想定した防災訓練を行います。	○訓練実施の呼びかけ ○総合防災訓練	市民を含めた品一斉避難訓練や合同総合防災訓練を実施する。	実施回数	R2年度 2回 R3年度 2回		58
62	ク. 災害時に避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、福祉避難所の拡充のため、民間福祉施設と協定に向けた協議をすすめます。	○福祉避難所の協定締結	民間福祉施設に対し、福祉避難所の協定について、提案し締結を行う。	新規協定締結数	R2年度末 1ヶ所	福祉課	58
63	ケ. 指定した福祉避難所の施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するための体制を整備します。	○福祉避難所運営マニュアルの策定	福祉避難所マニュアルを完成させ、福祉施設との連携を図り、スムーズに避難できる体制を整えるとともに、必要に応じて見直しを行う。	―	―		58
64	コ. 市内の大学をはじめ、災害時に連携可能な組織や団体との協力関係を築きます。	○市内大学及び短期大学との災害時協力	市内の大学と、災害時の避難所や学生ボランティアの育成など災害時の協力体制について協議していく。	―	―	防災安全課	58

■成果目標

成果目標	計画書の記載内容 ★特に関係する取り組み	計画書の記載内容 令和2年度の実施項目	令和2年度～3年度の取り組み計画	成果指標	目標数	担当課	計画書ページ
⑮ 災害ボランティアを育成する講座の開催（目標値：年２回、参加人数300人）	イ	・開催（年2回、参加人数60人）	令和2年度は市と社会福祉協議会が主催、防宰ボランティアネットワークが共催して、中学校校区において、地域のハザードマップについて講座を実施する。 併せて、一般市民向けの出前講座についても、積極的に実施・ＰＲしていく。	講座回数	30回/年	防災安全課	59
⑯ 自主防災組織の設置支援と活性化（目標値：44自治会）（H28.10.1時点：設置済は26自治会）	ウ、エ	・対象自治会の実態把握、設置支援（6自治会） ・設置済自治会に対する運営支援	未設置自治会には、自主防災組織設立の働きかけを行う。 設置済自治会には、自主防災組織での避難訓練、運営について支援を実施する。	自主防災組織の設置済自治会数	R2年度末37自治会		59
⑰ ・避難行動要支援者名簿の提供（目標値：44自治会） ・個人情報取り扱いマニュアルの周知徹底	オ、カ	・避難行動要支援者名簿の提供（44自治会） ・個人情報取り扱いマニュアルの周知徹底	太宰府市避難行動要支援者避難支援個別計画に係る個人情報の取り扱いに関する覚書の再締結及び名簿の提供を行う。	名簿提供自治会数	R2年度末35自治会		60